

民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第15条
第1項第3号に係るもの）交付規程

平成17年3月17日

平成16年度規程第47号

一部改正 平成18年3月31日 平成17年度規程第42号

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第3号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第15条第1項第3号に係るもの）（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の対象）

第3条 機構は、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業（機構法第15条第1項第3号に係るもの）（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる補助対象費目の範囲内で相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助事業とは、省エネルギー効果が高く、経済合理性の点でも波及効果が見込める省エネルギー手法と設備・機器導入の一体事業であって、その効果

を評価し明確にすることにより新たな省エネルギー対策の提案にも繋がるモデルとなりうる事業で、次の事業をいう。

一 当該年度内に直ちに具体的なモデル事業を開始できるもの（以下「モデル事業」という。）

二 構想段階でありシミュレーション調査等を行うことにより、具体の事業化が期待できるもの（以下「F S 事業」という。）

3 補助事業者とは、地方公共団体、民間団体等をいう。ただし、複数の実施主体が共同して事業実施する体制であること。

（補助金の額及び補助率）

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助事業の予算の範囲内とし、補助率は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書に機構が指示する書類を添付して、提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第6条 機構は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申

請者に通知するものとする。

この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 機構は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 機構は、補助金の交付が適当でないとしたときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3による交付申請取り下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 二 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、区分内における各費目配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。

三 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

3 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による遅延等報告書を機構へ提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、機構が特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書を機構が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を機構へ提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに様式第8による補助事業年度末実績報告書を機構へ提出しなければならない。

4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合に

は、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第12条 機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 機構は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にも速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を速やかに補助事業者にも通知するものとする。

- 一 返還すべき補助金の額
- 二 加算金及び延滞金に関する事項
- 三 納期日

5 機構は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による返還報告書により報告させるものとする。

6 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合について準用する。

(補助金の支払)

第15条 機構は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第16条 機構は、第8条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 補助事業者が法令若しくは本規程に基づく機構の処分又は指示に違反した場合。

二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

三 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 前項の規定は、第13条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取り消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 4 機構は、第1項の規定による取り消しをした場合において、その取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 機構は、前項の返還を請求したとき（第1項第4号に掲げる場合を除く。）は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第13条第4項から同条第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

第17条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第18条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産等の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第11条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 機構は、前項の場合において、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

5 前項の納付については、第13条第6項の規定を準用する。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(評価結果の報告等)

第22条 補助事業者は、事業終了後速やかに、機構に対し実証調査研究結果を報告しなければならない。

2 機構は、新たな省エネルギー対策の提案や当該モデル事業の普及を目的に、当該評価結果を公表する。

附 則

この規程は、平成17年3月17日から適用する。

附 則（平成17年度規程第42号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。なお、平成18年3月31日以前に交付決定を行ったものについては、第4条の規定はなお従前のとおりとする。

(別表)

民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第15条第1項第3号に係るもの）補助対象経費

区 分	費 目	内 容	補助率
モデル事業	設計費	機械装置等の設計に係る経費	1 / 2 以 内
	設備費	機械装置等の購入、製造、改造等に係る経費 (ただし、土地の取得及び賃借に係る経費を除く。)	
	工事費	機械装置等の設置に直接必要な配管、配電等の工事に係る経費	
	諸経費	機械装置等の設置に直接必要なその他経費 (管理費(旅費、通信費、会議費等)等)	
	評価費	労務費、情報収集、評価等の経費	
F S 事業	調査費	労務費、情報収集等の経費	定額

様式第 1

番 号

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付申請書

民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 金 円
 - (2) 補助対象経費 金 円
 - (3) 補助金交付申請額 金 円
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに費目ごとの配分(別紙 1)
6. 補助事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額(別紙 2)
7. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始年月日
 - (2) 完了予定年月日

- (注) 1. この申請書には、以下の書面を添付すること。
- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
 - (2) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
 - (3) その他機構が指示する書面
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
- $$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに費目ごとの配分

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合計				

(別紙2)

補助事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
合計					

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

番 号

年 月 日

申請者 名 称

代表者名 あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 氏 名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金

(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの)については、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの)交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの)交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

費 目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合 計				

4. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

(1) 補助事業者は、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第15条第1項第3号に係るもの）交付規程（平成17年3月17日 第47号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第9条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けるべきこと。

(3) 補助事業者は、交付規程第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。

- (6) 補助事業者は、機構が交付規程第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、機構が交付規程第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、機構が交付規程第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第16条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第20条第3項及び同条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、交付規程第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告しなければならない。
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。
7. 補助事業者は補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告しなければならない。
8. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第

179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

9. その他、機構の付した条件を遵守しなければならない。

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

番 号

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

交付決定の通知を受けた者 名 称

代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金

(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付申請取り下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付規程第 7 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付の申請の取り下げ理由

3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費 金 円

(2) 補助金の額 金 円

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第 4

番 号

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業計画を下記
のとおり変更したいので、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機
構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの）交付規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、承認を申
請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）及び算出根拠

(注) 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めて、この様式に準じて申請する
こと。

2. 承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書（案）、承継者の経歴及び状
況を示す事業概要書並びに承継する補助事業の責任ある遂行に関する承継者の誓
約書を添付すること。

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費		補助対象経費			補助率	補助金の額		
	変更前	変更後	配分済額	変更額	改配分額		配分済額	変更額	改配分額
合計									

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金

(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の遅延等について、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの）交付規程第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の原因及び内容
2. 遅延等に係る金額 金 円
3. 遅延等に対して採った措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了予定日

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者名 印

平成 年 月 日 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の補助事業の
（機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの）補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の補助事業の
実施の状況について、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第
15 条第 1 項第 3 号に係るもの）交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

（備考）用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

様式第 7

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業が完了しましたので、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付規程第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日 金 円

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額 金 円
- (2) 内訳
 - ① 第 回概算払額 金 円
 - ② 第 回概算払額 金 円

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額 金 円
- (2) 収支明細表(別紙)

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

収支明細表

費目 交付決定額 及び 決算額	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金の 額	補助対象 経費	補助金の 額	補助対象 経費	補助金の 額
合 計						

(単位：円)

決 算 額					差 引	備 考
収入	支 出					
補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象経費 の限度額	補助率	補助金の額		

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業について、
民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号
に係るもの) 交付規程第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日 金 円

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額 金 円
- (2) 内訳
 - ① 第 回概算払額 金 円
 - ② 第 回概算払額 金 円

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額 金 円
- (2) 収支明細表(別紙)

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

収支明細表

費目	交 付 決 定 額						交付決定額のうち翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象経費	補助金の額
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額		
合 計								

(単位：円)

繰越額差引後		決 算 額					差引	備考
		収入	支 出					
補助対象経費	補助金の額	補助金の収入額	補助対象経費の実績額	補助対象経費の限度額	補助率	補助金の額		

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 補助事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付規程第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の承継理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額 金 円
7. 既に交付を受けている補助金の額 金 円

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者名

印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第15条第1項第3号に係るもの) 返還報告書(確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第15条第1項第3号に係るもの)交付規程第13条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日 金 円
3. 既に交付を受けている補助金の額 金 円
4. 返還を請求された金額及び年月日 金 円
5. 返還すべき金額及び年月日 金 円
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 金 円
 - (2) 延滞金 金 円
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金 金 円
 - (2) 延滞金 金 円

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第 1 5 条第 1 項第 3 号に係るもの) 消費税額及び地方消費税額
の確定に伴う報告書

民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 1 5 条第 1 項第 3
号に係るもの) 交付規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額(交付規程第 13 条第 1 項による補助金の確定額) 金 円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額 金 円
5. 補助金返還相当額(4. - 3.) 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第15条第1項第3号に係るもの) 精算(概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助金の精算(第 回概算) 払を受けたいので、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第15条第1項第3号に係るもの) 交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算(概算) 払請求金額 金 円
3. 請求金額の内訳(別紙)
4. 概算払を必要とする理由
5. 振込先

金融機関名 支店名 預金の種類 口座番号

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙)

請求金額の内訳

(単位：円)

費目	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回 請求額
合計							

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 返還報告書 (取り消しに係
るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助
事業について、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金 (機構法第 15
条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付規程第 16 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告し
ます。

記

1. 補助事業の名称		
2. 既に交付を受けている補助金の額	金	円
3. 返還を請求された金額及び年月日	金	円
4. 返還した金額及び年月日	金	円
(1) 返還金	金	円
(2) 加算金	金	円
(3) 延滞金	金	円
5. 加算金及び延滞金の算出根拠		
6. 未返還金額	金	円
(1) 返還金	金	円
(2) 加算金	金	円
(3) 延滞金	金	円

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第 1 4

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

〔平成 年度〕

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍・資料、(ニ)無体財産権、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者名 印

平成 年 月 日 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの）財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの）交付規程第 20 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財産名 (仕様)	数量	処分の方法 (注 1)	処分の理由	備考 (処分の時期等)

2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

3. 処分の条件（注 2）

（注） 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。

2. (1) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

(2) 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

（備考）用紙は、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。